

大空町地球温暖化対策実行計画

【大空町の事務・事業における二酸化炭素削減計画】

平成20年 1月

大 空 町

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	3
3 計画の期間	3
4 計画の対象範囲	3
第2章 計画の目標	5
1 温室効果ガスの排出状況	5
2 温室効果ガス排出量の削減目標	6
第3章 目標達成のための取り組み	7
1 取組内容	7
第4章 計画の推進と点検・評価	9
1 推進体制	9
2 点検・評価	10
3 公表	10
第5章 事業者・住民の協力	10
1 住民への周知	10
2 具体的な取り組み	10
第6章 資料編	11
1 各課別エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量	11
2 各課別温室効果ガス排出量の削減目標	12

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化は、熱帯雨林の伐採、工業の発展など活発化する人類の生産活動の中で発生する二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が上昇し、このことによって更に太陽からの照射熱や地球表面から放射する熱量が増え、環境のバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地球表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象による耕地の砂漠化や災害発生が増加、このことによる生態系への影響や農業生産や水資源への影響、マラリア等の熱帯性の感染症の発生数の増加など私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

このした中、地球温暖化防止対策については、1992年（平成4年）に国連気候変動枠組条約が採択され同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中多くの国が署名を行い1994年（平成6年）に「気候変動に関する国際連合枠組み条約」が発効されました。

1997年（平成9年）12月に「地球温暖化防止京都会議」が開催され、先進国の温室効果ガスの削減目標を掲げた京都議定書が採択され、この中で長期的排出削減の第一歩として、我が国については2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の第1約束期間に温室効果ガスの総排出量を、1990年

(平成2年) レベルから6%削減する目標が定められました。

これらの国際的動きを受けて、国内では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、事業者及び住民のそれぞれの責任を明らかにするとともに、都道府県、市町村に対し「温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画（実行計画）」の策定が義務付けられました。

本町においても実行計画を策定し、町の事務・事業による温室効果ガス排出量の削減に率先して取り組みます。

2 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条に基づき地方公共団体に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画として策定するものです。大空町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量等の削減目標の実現に向けてさまざまな取り組みを行うとともに地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

3 計画の期間

基準年を2006年（平成18年）とし、計画の期間を2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの5年間とします。

4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、国の基本方針に基づき表1に掲げる組織及び施設における事業を対象とします。

なお、民間業者への委託については、原則対象外としますが表1に掲げる施設については本計画の対象施設として受託事業者等に対して本計画への協力を求めるものとします。

表1 対象施設一覧

総務課・議会事務局	役場庁舎
地域振興課	総合支所庁舎、車庫、温泉ポンプ室、旧道営事業所、外灯
企画課・財政課	温泉ポンプ室
住民課・住民生活課	葬斎場、焼却処理施設、最終処分場、リサイクルセンター、ストックヤード、公衆トイレ、送水ポンプ場
福祉課・保健福祉課	保育園、生活支援ハウス、めっちゃいるど館、老人福祉センター、ふれあいセンターフロックス
農政課・産業振興課・農業委員会	メルヘンカルチャーセンター、構造改善センター、町営牧野、肉牛センター、農業研修センター、農業振興センター、農業実習生等用住宅
商工観光課	朝日ヶ丘公園、地域振興会館、湖畔キャンプ場
建設課・建設水道課	公営住宅、下水道・簡易水道施設、運動公園、ふれあい公園、いこいの広場、トマップ川公園、除雪センター、跨線橋
生涯学習課・教育センター・各学校等	公民館、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、教員住宅、総合体育館、緑友寮、温室、図書館、研修会館、海洋センター、伝承館、ゲートボールセンター、ゲートボール場、武道館、給食センター、農村環境改善センター、生涯学習センター、ふるさと資料館、ふるさとセンター、スキー場、クラブハウス、すばやく東藻琴、ふれあいパーク、
病院	国保診療所
消防署	消防署、消防署出張所

第2章 計画の目標

1 温室効果ガスの排出状況

町の事務及び事業における温室効果ガスの排出量は、各施設、車両等の燃料や電気の使用量を二酸化炭素の排出量に換算し、算出します。

表2 町の事務・事業から排出される二酸化炭素排出量【平成18年：基準年】

燃料等	使用量		二酸化炭素排出量 (kg-co2)	割合
ガソリン	38,331	リットル	88,990	1.5%
軽油	252,228	リットル	660,647	10.8%
灯油	514,863	リットル	1,281,743	20.9%
A重油	383,050	リットル	1,037,923	16.9%
LPガス	3,738	m ³	20,135	0.3%
電気	5,481,512	Kwh	3,042,240	49.6%
合計			6,131,678	100.0%

平成18年(基準年)温室効果ガス総排出量 6,131,678 (kg-CO₂)

2 温室効果ガス排出量の削減目標

基準年を2006年（平成18年）とし、温室効果ガス排出量を計画の期間の最終年の2012年（平成24年）までの5年間に表3のとおり6%削減を目指します。

平成24年（目標年）温室効果ガス総排出量 5,763,777 (kg-CO₂)

表3 各項目別のCO₂排出量と目標値

区 分	基準年（H18）		目標値（H24）		削減量	
	使用量	co2排出量 (kg-co2)	使用量	co2排出量 (kg-co2)	使用量	co2排出量 (kg-co2)
ガソリン	38,331 リットル	88,990	36,031 リットル	83,651	2,300 リットル	5,339
軽油	252,228 リットル	660,647	237,094 リットル	621,008	15,134 リットル	39,639
灯油	514,863 リットル	1,281,743	483,971 リットル	1,204,838	30,892 リットル	76,905
A重油	383,050 リットル	1,037,923	360,067 リットル	975,648	22,983 リットル	62,275
LPガス	3,738 m3	20,135	3,513 m3	18,927	225 m3	1,208
電気	5,481,512 kwh	3,042,240	5,152,621 kwh	2,859,705	328,891 kwh	182,535
合計		6,131,678		5,763,777		367,901

第3章 目標達成のための取り組み

本町の事務事業に関する二酸化炭素等の環境負荷の削減に向けた取組を、以下のとおりとします。

1 取組内容

(1) 直接効果が把握できる取組

① 電気使用量の削減

- ・ 効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努めます。
- ・ 昼休みの消灯や時間外時の不必要箇所の消灯を行います。
- ・ トイレ、調理室等に利用者がいない場合は消灯します。
- ・ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ・ OA機器等の電源をこまめに切るように努めます。
- ・ 勤務終了後の早期退庁を奨励します。
- ・ 電気製品を購入する際には、省エネタイプを購入します。

② 燃料使用量の削減

施 設

- ・ 冬期間の事務室や各施設の暖房については、適正な温度管理を行います。
- ・ 施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行います。
- ・ クールビズ・ウォームビズを推進します。

公用車

- ・ 急発進、急加速はしません。
- ・ 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。
- ・ 公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、必要以上のアイドリングは控えます。
- ・ 公用車の更新には小型車や低燃費車の導入を図ると共に、ハイブリットカーへの移行を検討します。

- ・ 出張時の相乗りを奨励します。
- ③ 物品等の新規、更新
 - ・ 物品等の新規、更新する時は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。
- ④ 施設の新築、改築
 - ・ 施設の新築、改築する時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。
- ⑤ 町有林の整備・保全と利用
 - ・ 豊かな森林資源を適切に管理し、継続的な森林吸収源の確保・拡大を図ります。

(2) 間接的に効果がある取組

- ① 用紙類
 - ・ 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。
 - ・ リサイクル用紙の購入に努めます。
- ② 事務用品
 - ・ 詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努めます。
 - ・ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入に努めます。
- ③ 水道
 - ・ 日常的に節水を心がけます。
 - ・ 節水型機器の導入について検討します。
- ④ ゴミの減量、リサイクル
 - ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。
 - ・ 廃棄物の分別排出の徹底に努めます。
 - ・ 使い捨て容器の購入は極力控えます。

第4章 計画の推進と点検・評価

1 推進体制

地球温暖化対策を進めるためには、本計画に掲げる取り組みを全職員が自ら事務事業を遂行する中で実践していく必要があります。また、組織的な取り組みが必要であることから推進体制として大空町地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、実行性のある計画の推進を図ります。

① 推進本部の内容

推進本部は、本部長を町長、副本部長に副町長・教育長、構成員に各課長職として組織し、計画の策定、見直し及び計画の推進、点検を行います。

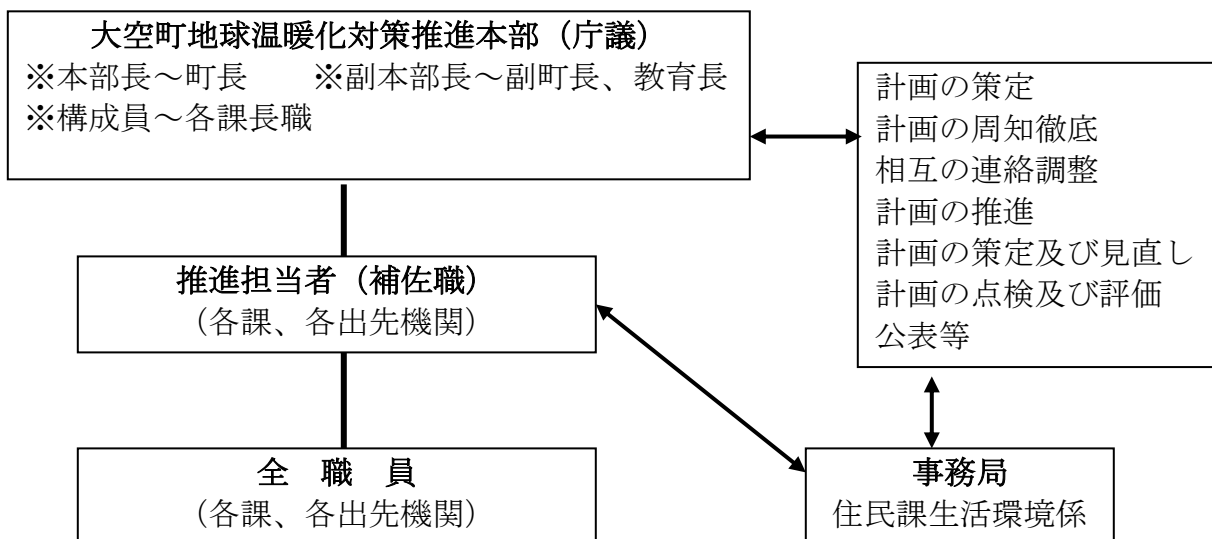
② 推進担当者の配置

各課及び各出先機関に1名以上の推進担当者を配置し、所属内での計画の推進及び進捗状況の把握を行い事務局と調整し、総合的推進を図ります。

③ 事務局

事務局を住民課生活環境係に置き、計画全体の進捗状況を把握し、総合的な管理を行い事業の推進を図ります。

表4 推進体制組織図



④ 職員への意識啓発

本計画を着実に推進するには、職員一人一人の実践と組織的な連携が必要不可欠であるため、職員に対し地球温暖化対策に関する情報の提供をし、意識の啓発を行います。

2 点検・評価

事務局が各推進担当者をとおり、定期的に進捗状況を把握し、推進本部において点検評価を行います。

3 公表

計画の実施状況（温室効果ガスの排出量の推移）については、広報誌、ホームページ等により公表します。

第5章 事業者・住民の協力

1 住民への周知

本計画は、地方公共団体の削減目標を定めたものですが、地球温暖化防止への取り組みには住民や事業者の協力がなければできないため、温室効果ガス排出の抑制のため、住民はもとより事業者に対しても周知を図ります。

2 具体的な取り組み

ゴミ減量化のための協力依頼（3R運動の推進）

エコマーク・グリーンマーク商品購入の推進

電気・水道・化石燃料消費の抑制依頼

アイドリングストップ運動の推奨

生ゴミの自家処理奨励

第6章 資料編

1 各課別エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量 【平成18年：基準年】

区 分	ガソリン (リットル)	軽油 (リットル)	灯油 (リットル)	A重油 (リットル)	L P ガス (m3)	電気 (kwh)	co2排出量 (kg-co2)	割 合 (%)
総務課・議 会事務局		523				407,751	227,672	3.7%
地域振興課	740		397	28,260		315,306	254,275	4.1%
企画課・財 政課	4,717	891				118,640	79,130	1.3%
住民課・住 民生活課	3,657	19,395	161,090		470	660,059	829,186	13.5%
福祉課・保 健福祉課	4,005	8,763	64,665	33,000	55	474,104	546,074	8.9%
農政課・産 業振興課・ 農業委員会	5,367	4,554	58,118	13,000	2,129	337,951	403,328	6.6%
商工観光課		777	2,227		36	28,363	23,514	0.4%
建設課・建 設水道課	8,600	125,626	7,079			1,543,619	1,223,343	20.0%
生涯学習 課・教育セ ンター	5,108	80,812	221,051	288,680	1,020	1,522,960	2,406,782	39.3%
病 院	288			11,050		33,582	49,248	0.8%
消 防 署	5,849	10,887	236	9,060	28	39,177	89,126	1.4%
合 計	38,331	252,228	514,863	383,050	3,738	5,481,512	6,131,678	100.0%

2 各課別温室効果ガス排出量の削減目標【平成24年：目標年】

区 分	基準年 (H18)	目標年 (H24)	削 減 量
	co2排出量 (kg-co2)	co2排出量 (kg-co2)	co2排出量 (kg-co2)
総務課・議会事務局	227,672	214,012	13,660
地域振興課	254,275	239,019	15,256
企画課・財政課	79,130	74,382	4,748
住民課・住民生活課	829,186	779,435	49,751
福祉課・保健福祉課	546,074	513,310	32,764
農政課・産業振興課・農業委員会	403,328	379,128	24,200
商工観光課	23,514	22,103	1,411
建設課・建設水道課	1,223,343	1,149,942	73,401
生涯学習課・教育センター	2,406,782	2,262,375	144,407
病 院	49,248	46,293	2,955
消 防 署	89,126	83,778	5,348
合 計	6,131,678	5,763,777	367,901